

会 議 録

会 議 の 名 称	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会																								
開 催 日 時	令和6年8月20日(火) 13時48分 ～ 15時37分																								
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室																								
議長(会長)の氏名	新井 彪																								
出席委員(者)氏名	新井 彪 ・ 勝浦 信幸 ・ 木村 裕 齊藤多美恵 ・ 新井 正美 ・ 宇津木謙一 川崎 孝 ・ 熊木 勇 ・ 長 利光																								
欠席委員(者)氏名	なし																								
事務局職員の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>宇津木優明</td> </tr> <tr> <td>事務局参与</td> <td>高山 淳</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>中田 真一</td> </tr> <tr> <td>事務局副参与</td> <td>菊地 征一</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>大沢 嘉史</td> </tr> <tr> <td>業務課長</td> <td>岡本 義徳</td> </tr> <tr> <td>維持管理課長</td> <td>安原 仁</td> </tr> <tr> <td>総務課副課長</td> <td>勝田 恭正</td> </tr> <tr> <td>総務課課長補佐</td> <td>井上 聡</td> </tr> <tr> <td>財務課課長補佐</td> <td>牛久保 武志</td> </tr> <tr> <td>総務課係長</td> <td>吉瀬みゆき</td> </tr> <tr> <td>業務課主任</td> <td>池田 恭子</td> </tr> </table>	事務局長	宇津木優明	事務局参与	高山 淳	事務局次長	中田 真一	事務局副参与	菊地 征一	総務課長	大沢 嘉史	業務課長	岡本 義徳	維持管理課長	安原 仁	総務課副課長	勝田 恭正	総務課課長補佐	井上 聡	財務課課長補佐	牛久保 武志	総務課係長	吉瀬みゆき	業務課主任	池田 恭子
事務局長	宇津木優明																								
事務局参与	高山 淳																								
事務局次長	中田 真一																								
事務局副参与	菊地 征一																								
総務課長	大沢 嘉史																								
業務課長	岡本 義徳																								
維持管理課長	安原 仁																								
総務課副課長	勝田 恭正																								
総務課課長補佐	井上 聡																								
財務課課長補佐	牛久保 武志																								
総務課係長	吉瀬みゆき																								
業務課主任	池田 恭子																								
傍 聴 者	なし																								
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶(会長) 3 自己紹介 4 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について (2) 下水道使用料の改定について (3) その他 5 閉会 																								
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和6年度第1回下水道事業運営審議会での質問事項 ・ 下水道使用料水量別一覧 埼玉県西部11市等 ・ 下水道使用料体系別一覧 埼玉県西部11市等 ・ 令和4年度決算指標 埼玉県西部11市等 ・ 県内他団体の下水道使用料一覧表 ・ 水道用供給事業の料金改定について ・ 事前に寄せられた質問事項 ・ 下水道使用料収入について ・ 汚水処理原価及び下水道使用料単価について ・ 一般会計からの繰出金について ・ 汚水事業に係る企業債残高の推移 ・ 組合市負担割合一覧について ・ 改定案のうち基本使用料を1,000円とした場合 ・ 第1回下水道事業運営審議会会議録 																								

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>【1 開会】</p> <p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、委員9名全員のご出席をいただいておりますことから、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、令和6年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p>
事務局	<p>【2 挨拶】</p> <p>はじめに、新井会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>【3 自己紹介】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本日出席いただいております宇津木委員が、本会議に初めての参加となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>(委員自己紹介)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧表と併せてご確認願います。</p> <p>(配付資料の確認)</p>
事務局	<p>【4 審議事項】</p> <p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、新井会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、引き続き議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第6条にて公開が原則となっておりますが、本日の会議及び会議録につきましては、公開することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議及び会議録は公開することといたします。</p> <p>次に、傍聴希望者について確認します。</p>

事務局	<p>傍聴者につきましては、同規則第7条で定員を10名以内と定めておりますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>本日の会議における傍聴希望者はありませんので、ご報告いたします。</p>
会長	<p>続きまして、本日の会議の会議録への署名につきましては、同規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。</p> <p>本日の会議の会議録署名委員に宇津木謙一委員と川崎孝委員にお願いしたいと思います。</p> <p>宇津木委員、川崎委員よろしいでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p>
会長	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>前回と同様に、審議事項(1)「坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について」、審議事項(2)「下水道使用料の改定について」は、関係性があるため一括議題としたいと思っておりますがよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>それではそのように進めたいと思っております。</p> <p>はじめに、前回会議の中で委員さんより資料の作成依頼がありました件について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より資料1に基づいて説明)</p>
会長	<p>他団体の状況も含めて、資料の説明がありましたが、審議事項の2件はそれぞれ関連がありますので、一括して質疑を受けたいと思っております。今、説明があった資料の各項目について、質疑がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>資料1-3の近隣自治体の決算指標のうち、分流式下水道等に要する経費について、日高市が286万円となっているが安すぎるのではないかと。</p>
事務局	<p>なぜ安いのかは不明ですが、資料の数値については公表されている指標から抜粋したものです。</p>
会長	<p>資料1-3の近隣自治体の決算指標のうち、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の経費回収率が62.6%と極めて低い数値が示されているが、これでは不足分を一般会計からの繰入金で補っていることとなり、下水道を使用していない方から非難されるのではないかと。</p> <p>毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合は下水道使用料の改定を予定しているとの事であるが、どのような改定となるのか。</p>

事務局	<p>審議会の答申書が毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合のホームページに公表されており、その主な内容としましては、使用料算定期間は5年間とし、経費回収率90%以上を達成できる水準として、平均20%の改定が望ましいという答申の内容となっています。</p>
委員	<p>近隣と比較する必要はないと思います。 下水道の整備費用や人口密度の違いなど、それぞれの地域による特性があるのだから、本組合としてどうあるべきか議論すればよいのでは。 必要な経費を使用料で賄うのは当然だと思います。</p>
会長	<p>ただいまご意見をいただきましたが、本組合として経費回収率100%を目標とすることについて、皆様のご意見はありますか。 また、そのことで市民の負担が増えることについても、何かご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>私の意見としては、激変緩和を考慮してもらいたいと思っています。 それぞれの委員さんの考え方がありますが、経費回収率100%を目指すことは理解できるものの、前回の使用料改定の際も激変緩和について議論した経緯もあるので、是非検討してもらいたいです。</p>
委員	<p>私も同じ意見です。 経費回収率100%を目指すことは正論であるが、市民生活のことも考え、激変緩和策についてご検討いただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>前回の平成29年度の下水道使用料改定に係る運営審議会においても、本来は経費回収率100%を目指すべきではあるが、その場合の改定率が30%を超えてしまうことから、激変緩和策として、まずは、国で示す適正な使用料単価である1m³当たり150円を目指すこととし、改定率を約15%に抑え、経費回収率の目標を約86%としました。 今回の改定案としては、前回の激変緩和策を講じた改定率と同じ約15%の改定率により、経費回収率100%を目指すことができますので、本来であれば前回に改定しなかった分の残りについて、今回改定するというような内容となっています。</p>
委員	<p>経費回収率100%を目標とした経営戦略の将来推計によると、経費回収率が100%を超える年度があります。 経費回収率を100%に近づけるなら理解できるが、超えてしまう年度があるのはどうかと思います。</p>
事務局	<p>経営戦略の30ページにお示しした経費回収率の将来推計については、令和7年度に使用料改定を行った場合の推計であり、算定期間5年間全体の見込額により経費回収率100%を目標として算出しています。よって、単年度の経費回収率としましては、改定直後は100%を超える年度もありますが、算定期間の最終年度である令和11年度においては人口減少により96%台まで減少する見込みとなっています。</p>
委員	<p>今回の使用料単価の改定案のうち、基本料金が800円から1,200円まで大幅な値上げとなっているが、これは経費回収率100%を目指しているからなのか伺います。</p>

事務局	<p>経費回収率100%を目指して単価を設定しましたが、単価の設定につきましては、近隣との比較を考慮しました。</p> <p>よって、基本使用料は大幅に値上げしましたが、使用料対象者が多い区分の使用料を減額し、あまり県内順位が高くないように調整しました。</p>
委員	<p>私の意見としては、電気、ガス、電話などの民間事業は、それぞれ必要に応じた値上げを行っている中で、公共事業である水道事業や下水道事業は別な考え方をすることはおかしいと思います。</p> <p>また、各自治体の面積や処理場数、流れている川の本数などの条件によって整備費用も違ってくるのは当然であり、近隣と比較する必要もない。必要な事業費に無駄がないのであれば、適正な使用料として使用者に負担してもらえばよいと思います。</p>
会長	<p>経営戦略で示された将来推計によると、使用料改定の必要性があることについては理解しています。</p> <p>使用料改定についての答申としては、使用料体系などについて具体的に意見するのではなく、市民の急激な負担増とならないように配慮を求める付帯意見としてもよいのではないかと思います。</p>
委員	<p>私の意見としては、経済情勢等の理由で今年度まで使用料改定を据え置きしているのであれば、今回の改定案についても、現在の物価高騰による市民負担を考慮すべきであると思います。</p> <p>また、基本使用料を値上げすることは、使用水量に関係なく一律な値上げとなってしまう、節水している使用者からすると不公平な感じがする。基本使用料を廃止して、すべて従量方式に改正してもらいたい。</p>
会長	<p>色々な意見もあるかと思いますが、事務局で作成した資料2の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局より資料2に基づいて説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご質問ありますか。</p>
委員	<p>資本費の3割を公費とした場合における令和5年度の経費回収率が92.6%となっていることについて、事務局としてはどのように考えているのか伺いたい。</p>
事務局	<p>経費回収率については、今後100%を目指す必要があると考えております。</p>
会長	<p>改定案のうち基本使用料を1,000円とした場合の資料2-6を見て議論をしてもよいかと思います。先ほどもお話があったように、基本使用料の改定率が大きい事が気になっています。</p> <p>他団体と比較してはいけないかもしれませんが、使用水量が0m³の基本使用料を設定している団体が少ない中、本組合の基本使用料をさらに値上げすることは、水道を使わない家でも値上げの影響を受けることになる。今回の改定案は、基本使用料の改定率を高くしている一方で、他の使用料単価の改定率を低くしているようだが、事務局としての改定案の考え方を教えてもらいたい。</p>

<p>事務局</p>	<p>基本的には、近隣自治体との比較や県内順位を考慮しています。</p> <p>資料1-1の近隣自治体の下水道使用料水量別一覧をご覧いただきたいのですが、1か月に20m³使用した場合の金額の欄は、総務省で示した統一的な指標として公表されています。</p> <p>そのうち、青字でお示した本組合の現行使用料の県内順位は高い方から17位となっていますが、改定案は赤字でお示したとおり県内順位は13位までの上昇となります。</p> <p>このように、1か月に20m³使用した場合の金額は近隣自治体と比較されますので、あまり県内順位が上位とならないよう意識しました。</p> <p>その中で、経費回収率100%を目指して基本使用料の値上げ幅を大きくし、水量区分の1ヶ月11m³から20m³の単価を減額しました。</p>
<p>委員</p>	<p>下水道を使用しない場合でも維持管理費は発生するので、使用水量0m³でも使用料を徴収すべきなのではないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の言う通り、下水道を使用しない場合でも維持管理費が発生するなどの理由により、前回の使用料改定から、使用水量0m³の基本使用料を設定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、下水道を使用しない場合でも基本使用料を払う義務はあると思います。今後、人口が減り、使用水量が減少していく中で、適正に使用料を収入しようと思うのであれば、下水道を使用しない方からも基本使用料を払ってもらう必要がある。使用者全体で平均的な負担をすべきであり、基本使用料で維持していくという考え方がよいと思う。</p>
<p>会長</p>	<p>私も、基本使用料の設定については理解しています。</p> <p>資料1-2の下水道使用料体系別一覧の近隣自治体を比較した資料をご覧いただきたいのですが、近隣11団体のうち、使用水量0m³の基本使用料を設定している団体は、本組合と川越市と狭山市の3団体のみとなっています。</p> <p>その中でも、本組合の基本使用料は800円と1番高く設定されており、その基本使用料をさらに1,200円まで改定するのは、あまりにも値上げ幅が大きく感じてしまいます。</p> <p>また、1か月に20m³使用した場合の県内順位を考慮して、水量区分11m³から20m³の単価を、現行の128円から98円まで減額するのは、その区分で負担すべき使用料について基本使用料や他の区分で負担しているようにも感じます。</p> <p>他団体で使用料改定している内容をみるところ、水量区分ごとの改定率がほぼ同じ割合で改定している団体も多いようです。</p> <p>本組合の案は、水量区分のうち、減額する区分や、値上げ幅が大きい区分があるので、政策的な改定ではなく最終的には金額で調整したと思われる事をお心配しています。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、基本使用料そのものの設定に疑問を感じています。</p> <p>高齢化も進んで、年金受給者も多いなか、使用水量の多少にかかわらず、全ての使用者が一律に基本使用料を支払わなければならないのは、高齢者にとっては厳しいと思います。私も現役を引退しており質素に暮らしているなかで、現役時代には感じなかったが、現役世代と同じように一律に徴収されることは不公平な気がします。よって、基本使用料を廃止して、すべて従量制にしたらよいと思います。</p>

会 事 務 局	長	資料1-2の下水道使用料体系別一覧の水量区分のなかで、本組合の対象者が一番多い区分はどこか伺いたい。
	局長	一番対象者が多い区分は、水量が1か月11m ³ から20m ³ の区分です。 対象者が一番多い使用量区分への影響に対する配慮により、現行単価の128円を98円に減額しました。しかし、21m ³ 以上の区分は値上げとなっているため、使用水量の多い企業の負担は大きくなってしまいます。
会 委 員	長	水量が1か月に11m ³ から20m ³ の区分のみが減額となっていることについて、議会への説明が困難とならないか心配です。
	委員	私は、値上げ幅が大きくなるのであれば、短期間で少しずつ値上げすることはできないのか伺いたいです。 また、1か月に20m ³ 以下の区分の方は安くなるが、赤ちゃん、子どもがいる家庭は、風呂の回数も多く、使用水量が増える子育て世代に厳しくならないのか伺います。
会 事 務 局	局長	使用料の算定期間につきましては、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」において3年から5年が適当とされていますので、今回改定案の算定期間は5年としました。 また、子育て世代への配慮についてであります。子育て世代が使用する水量は分かりませんが、対象者が一番多い使用料区分に対しての配慮をさせていただきました。
会 委 員	委員	一番対象者が多い区分は、2か月では21m ³ から40m ³ の区分となるのですか。
会 事 務 局	局長	そのとおりです。本組合の水量の実績の中では、その区分の使用世帯が一番多いです。
会 委 員	委員	その区分の世帯は、4人家族くらいなのか。
会 事 務 局	局長	明確には分かりませんが、4人家族であれば2ヶ月で50m ³ くらい使用するかと思われます。 家族構成により使用水量も変わってきますが、実績として1世帯当たりの平均使用水量は2か月で約30m ³ となっております。
会 委 員	委員	水量区分別の構成比について伺います。
会 事 務 局	局長	資料「下水道使用料の改定について」の4ページに、1か月の水量区分別の構成比が記載されていますのでご覧ください。
会 事 務 局	局長	この資料では、1か月21m ³ から50m ³ までの区分の構成比が一番大きくなっていますが、この区分は30m ³ の単位区分となっておりますので、10m ³ 単位に分けて区分した場合は、11m ³ から20m ³ の構成比が一番大きくなっています。

<p>会 事 務 局</p>	<p>基本使用料の値上げ幅を少し抑えた場合で、経費回収率の目標を達成できる案を策定することはできますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>一度検討させていただいて、次回、お示ししたいと思います。 なお、今回の改定案に係る考え方につきましては、資料「下水道使用料の改定について」の4ページに記載しましたとおり、①から④の点を考慮して単価の設定をしております。 まず、①の安定的な運営を図るための基本使用料の増額については、これからの人口減少や使用水量の減少に対応し、また、景気に左右される企業に依存しないため、基本使用料により安定的な収入を図るものであります。実際、コロナ禍では大口使用者の使用水量が減少し、本組合の使用料収入が大きく減少しました。これらを踏まえ、安定的な収入確保に向けて基本使用料を値上げするものであります。 次に②の少量使用者への配慮については、一番単価の安い5円を据置しました。 次に③の対象者が一番多い使用料区分への配慮については、水量区分1か月11m³から20m³の単価を減額することで配慮しました。 次に④の企業などの大口使用者の高い累進度に対する配慮については、大口使用者の収入に頼らないこととしました。 これらを踏まえ、基本使用料の値上げ幅を少し抑えた場合の案について、次回までに追加案をお示ししたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>収入の低い利用者目線の意見としては、基本使用料が定額で決まってしまうと、支払額を努力で下げることができないので、できればすべて従量制にしてもらいたいです。</p>
<p>会 長</p>	<p>私としては、基本使用料の値上げについて否定しているわけではなく、基本使用料を1,200円まで値上げし、改定率が50%となることについて、あまりにも値上げ幅が大きすぎると感じているのであり、これでは、市民から説明を求められた時に難しいのではないかと。 基本使用料の値上げは承知していますが、値上げ幅をできる範囲で調整してもらえればよいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>議決を得るためには、どの程度の改定が妥当となるのか伺いたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>議会では、弱者対策として、下水道使用料や水道料金を節約努力して生活している方々が負担増とにならないかについて多く議論されます。 あまり経営の視点から議論されることはなく、支払う市民側の立場としての意見が多くなるので、そのことを考慮した条例案であれば議会の理解も得られやすくなると思います。 ただし、予定されている事業も実施できないような経営状態となっても意味がないので、ある程度収入を確保しなければならないことについても理解してもらえたいと思います。 では、事務局より次回の審議会において、基本使用料の値上げ幅を抑えた追加案を提出してもらえたいとの事ですので、次回、その案も含めて議論したいと思います。 また、次回か、その次の審議会において答申内容をまとめたいと考えていますので、答申案があればその内容についても議論したいと思います。 他に意見ある人はいますか。</p>

委 員	私としては、使用水量0 m ³ の基本使用料を設定している団体が少ない中で、本当にこの基本使用料の設定のままでよいのか伺いたい。
事 務 局	本組合も、以前は1か月0 m ³ から10 m ³ までの区分を基本使用料としていましたが、平成29年の使用料改定において、使用水量0 m ³ の基本使用料を設定しました。 全国的なデータはありませんが、近年は、使用水量0 m ³ の基本使用料を設定している団体が増えてきています。 なお、少量使用者への配慮としましては、1 m ³ から10 m ³ までの区分を5円として現在の使用料体系となりました。
会 長	事務局としては、使用水量0 m ³ の基本使用料は設定したいとの事ですね。 では、次回、新しい改定案が提出されましたら、これらも含めて検討するということよろしいですか。 その他、委員さんの方でありますか。 (なしの声)
会 長	事務局から何かありますか。
事 務 局	次回、第3回目の審議会の日程について確認したいと思います。
会 長	次回の日程調整は事務局へ一任することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会 長	事務局で開催日の案はありますか。
事 務 局	事務局案として、10月1日火曜日、午後2時からの日程で調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声)
会 長	それでは、次回開催日は10月1日火曜日、午後2時からといたします。 なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたいと思います。 以上をもちまして、本日の審議事項を終了させていただきます。 委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただきましてありがとうございました。
事 務 局	新井会長、ありがとうございました。 次回運営審議会に際し、ご質問等がありましたら、任意の様式で構いませんので、9月17日火曜日までに、事務局へ提出をお願いします。 これをもちまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会を終了いたします。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

下水道事業運営審議会 会議録署名委員

会 長 新井 彪

署名委員 宇津木謙一

署名委員 川崎 孝